**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について  第１～第2の１（１）まで　略  （２）県の目標値  要綱別表３の１のア．原木増産型の留意事項（５）及び要領第１号様式の別紙１－１－１に記載のある「素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。」の「県の目標値」は別記のとおりとする。  要綱別表第１の１のイ．災害復旧支援型については、要領第１号様式の別紙１－１－１に記載のある「素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。」の記述は適用しない。  第2の１（３）から第2の３（６）まで　略  　（７）軽微な変更  　　　複数台レンタルした場合のレンタル機械間での交付決定額範囲内での流用等、要綱第６条第２項に定める変更要件以外の軽微な変更を行う場合は、所管の林業（振興）事務所と協議を行うこと。  第2の４（１）から第2の４（３）まで　略  （４）原木生産量の目標  　　　　要領第１号様式の別紙１－２の第２の利用計画において、導入年度の翌年から３年後の年間計画量が、直近３ヵ年の平均実績から１０％増加していること。  　（５）作業システムの改善効果  　　　　要領第１号様式の別紙１－２の第３の作業システムの改善の現状及び目標において、作業システムの改善効果として指標を設定し、導入年度の翌年から３年後に１０％以上向上する目標を設定するものとする。ただし、労働強度の低減等、効果を数値化出来ない取り組みについては、取り組みの成果として１名以上の新規雇用をすることで成果とみなすものとする。  　　　　なお、指標は作業工程の省力化、生産性の向上、間伐面積の増加、素材生産量又は低質材の生産量の増加、運搬工程の生産性の向上等とする。  第2の５から第2の６　略 | 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について  第１～第2の２（１）まで　略  （２）県の目標値  要綱別表３の１のア．原木増産型の留意事項（４）及び要領第２号様式の別紙２－１－１に記載のある「素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。」の「県の目標値」は別記のとおりとする。  要綱別表第１の１のイ．災害復旧支援型については、要領第２号様式の別紙２－１－１に記載のある「素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。」の記述は適用しない。  第2の１（３）から第2の３（６）まで　略  （７）軽微な変更  　　　　複数台レンタルした場合のレンタル機械間での交付決定額範囲内での流用等、要綱第６条第２項  に定める変更要件以外の軽微な変更を行う場合は、木材増産推進課と協議を行うこと。  第2の４（１）から第2の４（３）まで　略  　（４）原木生産量の目標  　　　　要領第２号様式の別紙２－２の第２の利用計画において、導入年度の翌年から３年後の年間計画量が、直近３ヵ年の平均実績から１０％増加していること。  　（５）作業システムの改善効果  　　　　要領第２号様式の別紙２－２の第３の作業システムの改善の現状及び目標において、作業システムの改善効果として指標を設定し、導入年度の翌年から３年後に１０％以上向上する目標を設定するものとする。ただし、労働強度の低減等、効果を数値化出来ない取り組みについては、取り組みの成果として１名以上の新規雇用をすることで成果とみなすものとする。  　　　　なお、指標は作業工程の省力化、生産性の向上、間伐面積の増加、素材生産量又は低質材の生産量の増加、運搬工程の生産性の向上等とする。  第2の５から第2の６　略 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 附則１　この運用は、平成30年４月５日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。  　　２　この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。  附則１　この運用は、平成30年11月14日から施行する。  附則１　この運用は、平成30年12月25日から施行する。  附則１　この運用は、平成31年４月12日から施行する。  　別記　略 | 附則１　この運用は、平成30年４月５日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。  　　２　この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。  附則１　この運用は、平成30年11月14日から施行する。  附則１　この運用は、平成30年12月25日から施行する。  　別記　略 |